

愛媛県内に本社、支社または営業所を
有する企業等の皆様へ

令和8年度 障がい者アート 商品化支援補助金



愛媛県では、障がい者が制作した芸術作品を活用した商品づくり等へ取り組む県内に本社、支社又は営業所を有する企業等に対し、障がい者芸術文化活動のすそ野拡大並びに障がい者の経済的自立及び社会参加の促進を図ることを目的として、必要な経費を支援する「令和8年度障がい者アート商品化支援事業」を実施します。

募集期間

令和8年5月25日(月)～ 12月28日(月)

※予算上限に達し次第終了

審査

- ・受付期間で応募があり次第随時実施

補助対象者の決定

- ・書類受付後14日程度

補助対象

障がい者アートを使用した商品の制作・販売等

補助内容

- ・補助率：定額（10／10）
- ・補助限度額：1者あたり20万円
- ・対象経費：障がい者の作品を活用した商品づくり等に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、使用料及び賃借料、原材料費、その他経費
- ・補助対象期間：補助対象者決定の日から令和9年2月26日（金）まで



愛媛県内に本社、支社または営業所を
有する企業等の皆様へ

令和8年度 障がい者アート 商品化支援補助金



本事業のよくあるご質問については、以下を参考としてください。

【アーティストの選定事例について】

- ・自らアーティストを選定して連絡する。
- ・アーティストの選定について相談したい場合は、愛媛県障がい福祉課に連絡する。
県は、愛媛県障がい者アートサポートセンター等と連携し、相談事項について回答します。

【アーティストへの報酬について】

- ・アーティストと十分に話し合い決定してください。
- ・商品売上の一定割合を報酬とすることもアーティストとの協議の上で可能ですが、
具体的な販売計画を示してください。

【過去に本事業を活用したことがある企業等の応募について】

応募可能ですが、新規応募企業等より審査の点が低くなる場合があります。

事業計画書は、これまでの補助金活用商品から変化したもの、より斬新なもの、販売・流通
戦略が秀でているもの、アーティストの経済的自立や社会参加の促進につながっているもの等、
本補助金の趣旨を踏まえた内容としてください。



●応募書類提出先・お問い合わせ
愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局
障がい福祉課 在宅福祉係
TEL：089-912-2423
E-mail：syougaihusu@pref.ehime.lg.jp
(担当：一色、伊藤)

詳しくはHPをチェック→

